

# 公共事業の事業評価書

(林野公共事業の完了後の評価)

平成 2 1 年 3 月

**農林水産省**

## 1 政策評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した次の事業実施地区を対象として、事業評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	2
小計		2
補 助 事 業	民有林補助治山事業	12
	森林居住環境整備事業	5
小計		17
合計		19

## 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

評価の実施に当たっては、林野庁及び森林管理局に設置している学識経験者で構成する第三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

### 1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、東北森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1）
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において、森林居住環境整備事業は林野庁森林整備部整備課において実施した。

### 2 評価実施期間

平成20年4月から平成21年3月

## 3 政策評価の観点

本評価においては、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に行った。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握した。

結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

## 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

1 直轄事業については、平成21年3月に東北森林管理局において学識経験者で構成する第三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

評価実施地区についての第三者委員会の意見は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

2 補助事業については、平成21年3月に林野庁において、学識経験者で構成する農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりである。

・完了後の評価実施地区の評価結果について、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当である。

3 東北森林管理局に設置している第三者委員会及び農林水産省政策評価会林野庁専門部会の委員構成は、「第三者委員会名簿」(別添3)のとおりである。

## 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)であり、林野庁ホームページで公表することとしている。なお、その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。

### 1 直轄事業

東北森林管理局に設置している第三者委員会における資料等については、東北森林管理局ホームページで公表することとしている。(http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html)

### 2 補助事業

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料等については、林野庁ホームページで公表することとしている。(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html)

## 7 政策評価の結果

評価の対象としたすべての事業実施地区について事業効果の発現が認められ、事業が妥当であることが確認された。

各事業実施地区の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。